

# 公的統計基本計画について

## 1 公的統計基本計画とは

- ◆根拠：統計法（平成19年法律第53号）第4条
- ◆目的：各府省が必要な統計を作成する「分散型統計機構」の下、公的統計の整備に関する目標や具体的取組を政府全体で共有し、総合的かつ計画的な統計整備を推進
- ◆期間：おおむね5年間
- ◆策定手続：総務大臣は、基本計画の作成又は変更に当たり、統計委員会の意見を聴き、国民の意見を反映させるための措置を講じた上で、閣議決定を求める。
- ◆フォローアップ：毎年、総務大臣が推進状況を取りまとめて公表。統計委員会が推進状況を評価

## 2 公的統計基本計画の変更

- ◆ 現行の第Ⅰ期基本計画（平成21年3月閣議決定）は、平成25年度末をもって計画期間が終了
- ◆ 統計をめぐる社会経済情勢の変化、公的統計の整備に関する施策の取組状況等を勘案し、第Ⅱ期基本計画（平成26年4月からの5年間）を策定

平成25年5月17日 総務大臣から平成24年度の第Ⅰ期基本計画の推進状況を統計委員会に報告  
10月9日 統計委員会から第Ⅱ期基本計画に関する基本的な考え方を総務大臣に提示  
10月30日 総務大臣から第Ⅱ期基本計画案を統計委員会に諮問  
10月31日～11月29日 国民に意見公募  
平成26年1月31日 統計委員会から総務大臣に答申  
3月25日 閣議決定

# 第II期公的統計基本計画の概要

## 1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

### 統計の体系的整備・有用性の確保・向上



- ① 統計相互の整合性の確保・向上
- ② 国際比較可能性の確保・向上
- ③ 経済・社会の環境変化への的確な対応
- ④ 正確かつ効率的な統計作成の推進
- ⑤ 統計データのオープン化・統計作成過程の透明化の推進

## 2 公的統計の整備

### (1) 経済関連統計

- 国内総生産（GDP）を計算する基準を国連の新基準（2008SNA）に対応【計画6頁、31頁】  
（例：現行基準では費用としてGDPに含まれていない研究開発費を、新基準では投資としてGDPに計上。参考1参照）
- 経済構造統計（経済センサス）を中心に経済統計の整備計画を再策定【7～8頁、33～34頁】  
（例：平成28年に予定している経済センサス—活動調査は調査環境の良い時期に実施。  
また、経済センサスの実施に伴い、関連する経済統計調査の調査事項、実施時期、周期等を再検討）

### (2) 人口・社会、労働関連統計

- 失業に関するILOの新基準を踏まえ、失業者の定義（求職活動期間を現行の1週間から1か月）の変更について、試験調査等を行った上で、時系列比較にも留意しつつ検討【15頁、40頁】
- 非正規雇用をよりの確に捉える労働者区分の見直しに向けた取組【15頁、40頁】  
（事業所・企業を対象とした統計調査）  
現行（2区分）→ 変更後（3区分）
  - ・ 常用労働者
  - ・ 無期雇用労働者
  - ・ 臨時労働者
  - ・ 有期雇用労働者
  - ・ 日々・短期雇用労働者

# 第Ⅱ期公的統計基本計画の概要

## 3 公的統計の整備に必要な事項

### (1) 統計作成の効率化、報告者の負担軽減等

- 統計調査の母集団情報となる事業所母集団データベースの充実、蓄積された情報を活用した統計の作成【16頁、41頁】
- オンライン調査の推進【18～19頁、42頁】  
(例：平成27年国勢調査におけるオンライン調査を前回の東京都から全国に拡大。  
また、モバイル端末の普及状況を踏まえ、スマートフォンなどのオンライン報告手段の多角化に対応)
- 社会保障・税番号制度の統計への活用に関する検討・研究【18頁、41～42頁】
- 大規模災害等の発生時の備えとして、課題の整理、対応方針の取りまとめ【21～22頁、43～44頁】

### (2) 統計データの有効活用の推進等

- 政府統計の総合窓口（e-Stat）の機能拡充などの統計データのオープン化の推進【26～27頁、46頁】  
(API機能：政府の統計データを民間企業等のシステムが自動的に取得・更新。参考2参照)  
(統計GIS：地理情報システム(GIS)の仕組みを活用し、統計データを背景地図とともに視覚化して提供するもの(地図で見る統計)。参考2参照)
- 政府が一般から委託を受けて統計を作成する(オーダーメイド集計)場合の利用条件(学術研究の発展に限定)を緩和することを検討【25～26頁、45～46頁】
- 統計分野における積極的な国際協力・国際貢献(発展途上国等からの研修生の受入れ。参考3参照)【27～28頁、47頁】

## 4 基本計画の推進

- 府省間の連携を一層推進し、統計委員会におけるフォローアップ等の取組の重点化【29頁】
- 各種法定計画に基づく統計整備との整合性を確保しつつ取組を推進【29～30頁】

# (参考1) GDPの新基準対応 - 研究開発費の資本化

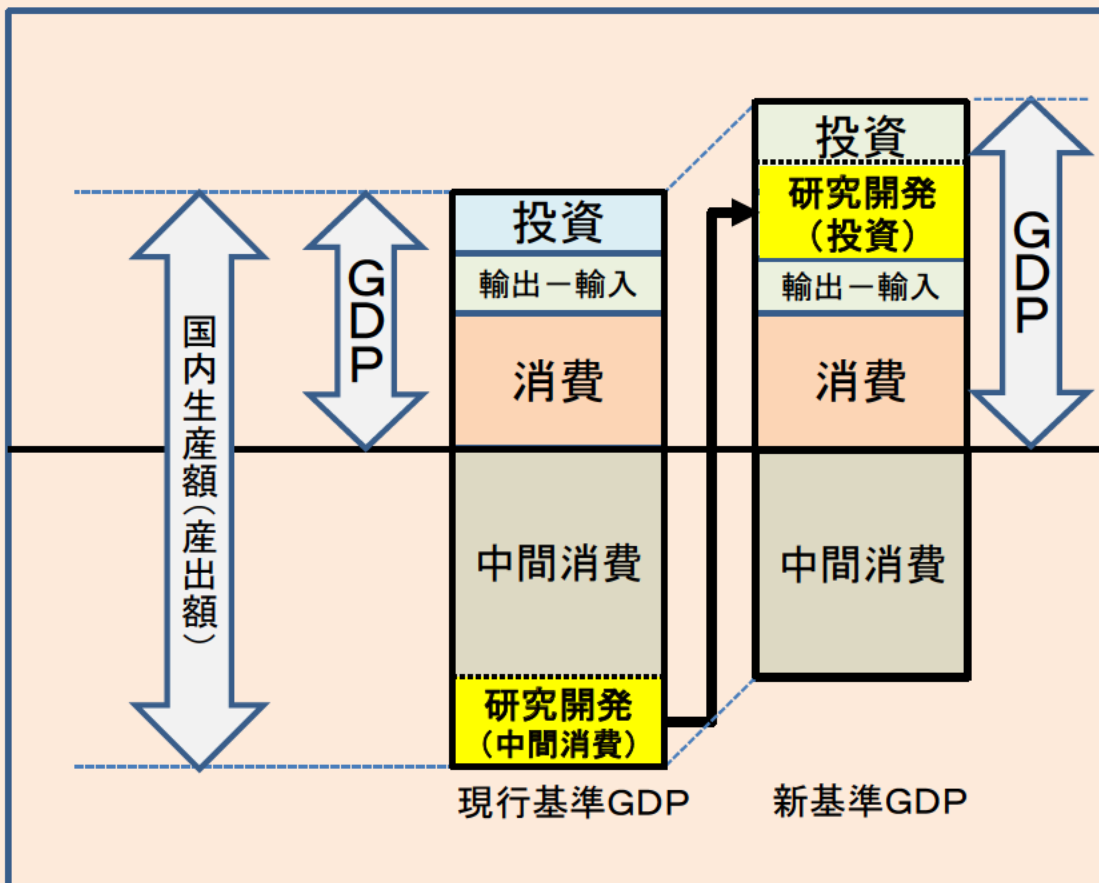
研究開発は、知識のストックを増すための創造的な活動であり、このような活動の成果は、経済成長の重要な源泉であるにもかかわらず、これまで投資(資本形成)とはされていなかった。

そこで、新たな国際基準(2008SNA)では、これまで中間消費として扱っていた研究開発費(R&D)を資本として計上することがうたわれている。

GDP(国内総生産) =  
消費 + 投資 + 輸出 - 輸入

国内生産額(産出額) =  
中間消費 + GDP

※ 国内生産額が一定であっても、新基準への移行により、研究開発への支払が、中間消費から投資へ振り替えられ、GDP(国内総生産)は増加する。





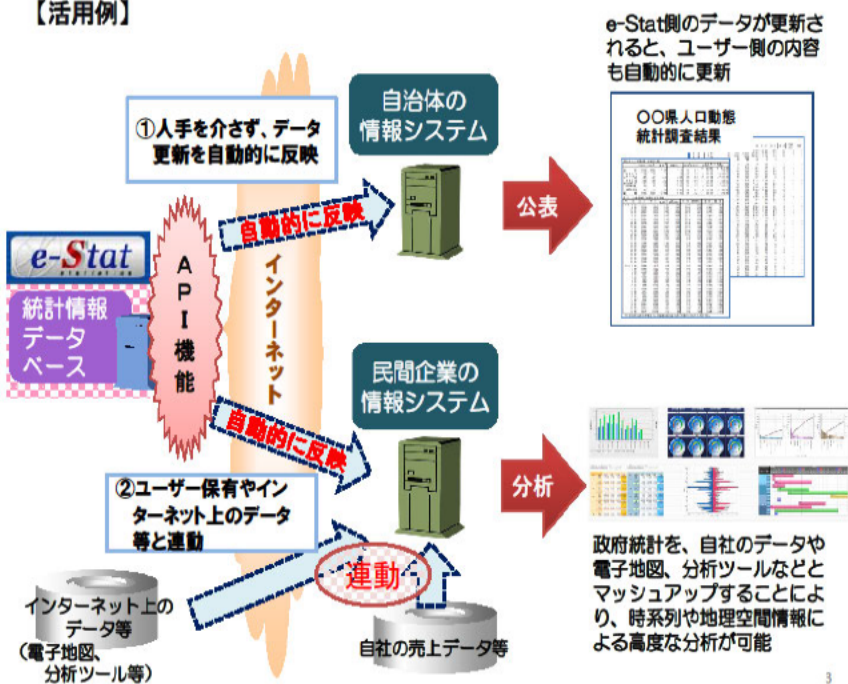
# (参考2) 政府統計の総合窓口 (e-Stat) の機能拡充

## API機能の追加

- ◇ 政府統計のポータルサイト「e-Stat」に蓄積された統計データを、機械判読可能な形式で提供する機能

(Application Programming Interface)

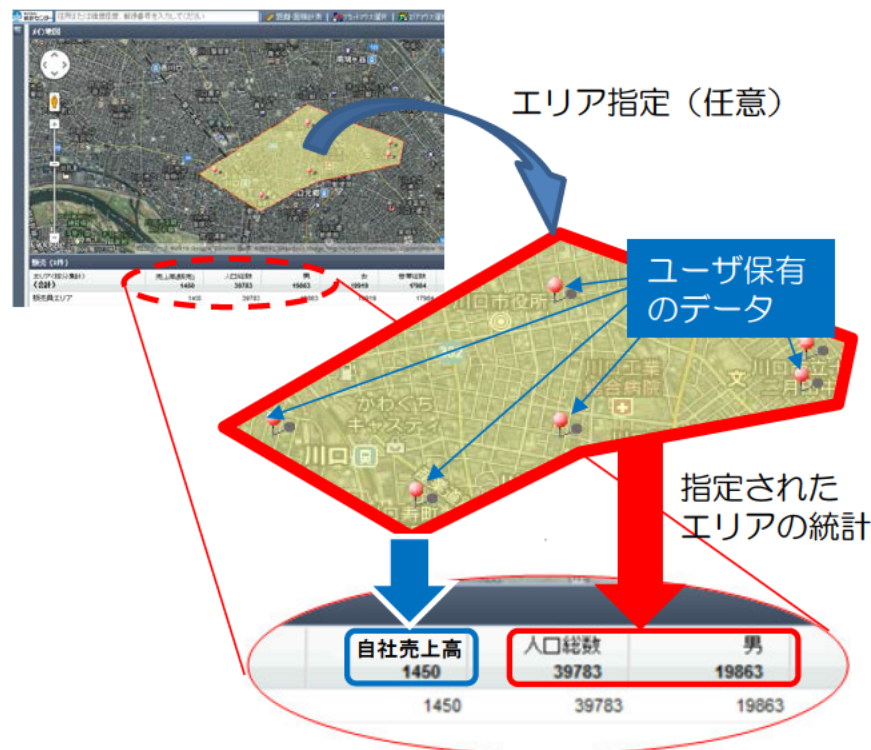
【活用例】



## 統計GIS機能の充実

- ◇ 地理情報システム(GIS)の仕組みを活用し、利用者のニーズに合わせて各種統計調査の統計データを背景地図と共に視覚化して提供する機能

⇒ ユーザー保有データの取り込み分析や任意に指定したエリアにおけるデータが利用可能になるような機能を開発中



# (参考3) 国連アジア太平洋統計研修所 (SIAP) の概要

## 1. 位置付け

## 2. 研修実績等

